

北播磨総合医療センター企業団職員の宿舎の管理に関する規程

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
〔企業管理規程第 12 号〕

改正 平成 30 年 2 月 16 日 企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）が所有又は契約する職員の宿舎（以下「宿舎」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において宿舎とは、企業団が病院事業の円滑な運営を確保するための施設として、医療職の職員及び企業団の業務上必要とする者を入居させるために設置する施設（以下「病院附属宿舎」という。）及び同目的のため企業団が借り受けた施設（以下「民間借上宿舎」という。）をいう。

(宿舎の設置)

第 3 条 宿舎は、単身用宿舎及び世帯用宿舎とする。

2 宿舎の区分及び名称は、別表に掲げるとおりとする。

(入居資格)

第 4 条 宿舎に入居することができる者は、企業団に勤務する医師、助産師、看護師又は企業団の業務上必要とする者で、次の各号に掲げる宿舎の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 単身用宿舎

ア 前期又は後期研修医

イ 住居が北播磨総合医療センターから半径 15 キロ圏外又は通勤時間が概ね 1 時間を超える助産師で、助産師免許取得後 3 年以内かつ、看護師又は助産師として勤務した経験年数の合計が 3 年以内の者

ウ 住居が北播磨総合医療センターから半径 15 キロ圏外又は通勤時間が概ね 1 時間を超える看護師で、看護師免許取得後 3 年以内の者

エ その他企業長が病院事業の運営上必要と認めた者

(2) 世帯用宿舎

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族を有する前期研修医

イ その他企業長が病院事業の運営上必要と認めた者

2 企業長は、病院事業の運営上、特に必要があると認めるときは、前項の規

定にかかわらず、その他の職員を入居させることができる。

(入居期間の制限)

第5条 宿舎に入居できる期間は、3年を限度とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入居の申請)

第6条 宿舎に入居を希望する者は、職員宿舎入居申請書(様式第1号)を企業長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居の許可)

第7条 企業長は、宿舎の入居を許可したときは、当該申請者に対し職員宿舎入居許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(入居許可の取消し)

第8条 企業長は、宿舎の管理上若しくは業務上必要のあるとき、又は宿舎に入居している者が次の各号のいずれかに該当するときは、宿舎の入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 入居の許可を受けた者が、指定された期日までに入居しないとき。
- (3) 現に入居している宿舎を特別の理由がなく継続して7日以上使用しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長の指示若しくは命令に違反したとき。

(使用料)

第9条 企業長は、宿舎の入居者から使用料を徴収するものとする。

- 2 使用料は、月額によるものとし、別表に定める額とする。
- 3 入居又は退居に係る移転に必要な期間として企業団が認めた場合は、入居日又は退居日の属する月の使用料を免除することができる。
- 4 使用料は1月を単位として納付するものとし、使用した月の給料支給日に納付しなければならない。

(入居者の負担)

第10条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料。ただし、病院附属宿舎においては、電気、水道及び下水道の使用料は、宿舎の使用料に含むものとする。
- (2) 入居者の責任により附加した設備等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、企業長が企業団の負担とすることが適当でないとした費用

(宿舎の明渡し)

第11条 入居者は、第4条に規定する要件を喪失したとき及び第8条の規定により入居を取り消されたとき並びに次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに当該宿舎を明け渡さなければならない。

(1) 退職したとき。

(2) 企業長が業務上の必要により退去を求めたとき。

2 宿舎の明渡しに関し、退去料、転宅費その他の費用は支給しない。

(明渡し検査)

第12条 入居者は、当該宿舎を明け渡そうとするときは、30日前までに企業長に職員宿舎退去届(様式第3号)を提出し、企業長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、宿舎若しくはこれに附属させた物件について原状回復又は撤去の指示を受けた場合には、入居者の費用でこれを行わなければならない。

(貸与等の禁止)

第13条 入居者は、宿舎の全部若しくは一部を他の者に貸与し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(修繕費用の負担)

第14条 宿舎の建物の主要部分その他共同施設の維持補修に要する費用は、企業団が負担するものとする。

2 居住部分の修理に要する費用は、入居者が負担するものとする。

(入居者の義務)

第15条 入居者は、宿舎及び附帯施設等の取扱いについて注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者が、自己の責に帰すべき事由により当該宿舎を滅失し、若しくは毀損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 入居者は、宿舎を改築してはならない。

(届出義務)

第16条 入居者は、宿舎を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を企業長に届け出なければならない。

(立入検査)

第17条 企業長は、管理上必要があると認めたときは、指定した職員に宿舎の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、宿舎の管理に関し必要な事項は企業長が定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日（平成 30 年 2 月 16 日）から施行する。ただし、第 9 条第 2 項に規定する別表の使用料の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条、第 9 条関係）

区分	名称	使用料（月額）
单身用宿舎	病院附属宿舎	27,000円
	民間借上宿舎	16,000円
世帯用宿舎	民間借上宿舎	24,000円